

お知らせ

周防大島地域振興クーポン券を発行します

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、町民の生活応援および町内の商業の活性化を図ることを目的に、令和4年4月1日時点で、周防大島町に住民票がある方へ「周防大島地域振興クーポン券500円割引券を1人につき10枚（共通券7枚・地元商店専用券3枚）」を発行します。

このクーポン券は、周防大島町内の加盟店で1000円（税込）の買い物に対し1枚（500円割引）の使用ができます。町内での買い物の際には是非ご使用ください。

なお、加盟店募集は周防大島町商工会で随時受け付けています。

クーポン券送付時期

6月下旬

クーポン券使用期間

7月1日～12月31日

問い合わせ

商工観光課 商工観光班

☎0820(79) 1003

空家等の実態調査を実施します

町では、空家対策の基礎資料とするため、町内の空家等の実態を把握する現地調査を実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査対象

町内全域の空家と思われる住宅など

調査内容

外観目視により空家と思われる建物を調査し、写真撮影を行います。

調査期間

6月1日～7月31日

調査委託

調査員は、町発行の調査員証を携帯しており、本調査において業務上知り得た情報に他に漏らすことや目的外使用することはありません。また、金銭の要求や物品の販売を行うことは一切ありません。

問い合わせ

空家定住対策課

☎0820(74) 1033



重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある方が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していただきますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

対象となる人の要件

- (1) 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- (2) 療育手帳Aをお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- (4) 障害年金1級の受給者
- (5) 特別児童扶養手当1級の受給者等

助成の要件

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所・出張所で申請してください。郵送での申請も可能です。（所得制限額についてはお問い合わせください）

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は6月中旬に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を6月末までに郵送します。

手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）、個人番号がわかるもの

受給者証有効期間

7月1日～令和5年6月30日

問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎0820(77) 5505

献血を実施します

皆さまのご協力をお願いします。

日にち

6月21日(火)

場所

しまとびあスカイセンター
午前9時30分～11時30分
・農業者健康管理センター
午後1時30分～4時

※400ml限定となります。

問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
☎0820(73) 5504



教科書展示会

小学校・中学校・高等学校の教科用図書展览展示しています。どなたでも閲覧できますので、ご利用ください。

期間

7月28日(木)まで
午前8時30分～午後5時15分
(閉庁日、休館日を除く)

場所

周防大島町東和教科書センター（東和総合センター2階）

問い合わせ

学校教育課 学校教育班
☎0820(78) 2204

